

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、さつま町内に所在する社会福祉事業等施設（国及び地方公共団体が設置するものを除く。）又は社会福祉サービス事業所において、職務に従事する福祉人材の確保及び職場への定着を推進し、もって安定した制度運営及びサービス提供に資するため、職務の遂行に必要な資格の取得（更新を含む。）及び研修等に係る費用の一部に対し、予算の範囲内において、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、さつま町補助金等交付規則（平成17年さつま町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる法律に基づき設置される施設又は事業所を運営する法人等（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）

2 前項の規定にかかわらず、施設又は事業所の運営に関し、法人等が町の補助を受けている場合は、補助対象外とする。

(補助対象試験等)

第3条 補助対象資格試験及び研修等（以下「補助対象試験等」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象試験等に要する受験料又は受講料及び指定教材の購入費用（以下「受験料等」という。）とする。

2 補助対象者が、当該補助金に類似する補助を他の団体から受けている場合は、補助対象経費から他の団体から交付を受けた補助の額を控除して得た額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、施設又は事業所ごとに、受験者又は受講者一人あたりの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（上限2万円）の合計とし、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

2 前項に定める施設又は事業所ごとの補助金の額が10万円を超えるときは、補助金の額は10万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業を中止しようとするとき。

(2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

2 前項の規定による変更交付申請があった場合において、町長は当該申請の内容が適正であると認めるときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は補助事業が完了したときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 受験料等の支払を証明するもの

(2) 資格取得又は研修修了を証明するもの

(3) 他の団体からの補助を受けている場合は、その補助の額を確認できる書類

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（補助金の取消し及び返還）

第12条 町長は、申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により当該申請を行なった者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金返還請求書（第9号様式）により請求するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（さつま町介護人材資格取得等支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 さつま町介護人材資格取得等支援事業補助金交付要綱（令和6年さつま町告示第73号）は、同要綱附則第2項の規定にかかわらず、この告示の施行をもって廃止する。

別表（第3条関係）

補助対象試験等
1 資格試験 (1) 介護福祉士試験 (2) 社会福祉士試験 (3) 精神保健福祉士試験 (4) 保育士試験 (5) 介護支援専門員実務研修受講試験 (6) その他町長が認めるもの 2 研修等 (1) 介護支援専門員実務研修 (2) 介護支援専門員更新研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ含む） (3) 主任介護支援専門員研修 (4) 主任介護支援専門員更新研修 (5) 認知症介護基礎研修 (6) 認知症介護実践者研修 (7) 相談支援従事者初任者研修 (8) 相談支援従事者現任研修 (9) 主任相談支援専門員研修 (10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎） (11) 強度行動障害支援者養成研修（実践） (12) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 (13) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎） (14) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（更新） (15) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（実践） (16) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修 (17) 保育士等キャリアアップ研修 (18) 子育て支援員研修 (19) その他町長が認めるもの

第1号様式（第6条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所
法人等名称
代表者氏名
電 話

年度さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 施設又は事業所名称
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 受験・受講計画（対象者名簿等）

氏名	職種	資格試験 (研修名)	補助対象経費	他補助の有無

第2号様式（第7条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

さつま町長 

年 月 日付けで交付申請のあった、 年度さつま町福祉人材資格
取得等支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付額を決定したので通知します。

記

- 1 施設又は事業所名称
- 2 交付決定額 金 円
- 3 条件

第3号様式（第8条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

さつま町長 様

申請者 住 所
法人等名称
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた事業計画
を、下記理由により変更したいので、次のとおり申請します。

記

1 施設又は事業所名称

2 変更内容

3 変更理由

4 補助対象経費

変更前 円

変更後 円

第4号様式（第8条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

さつま町長 

年 月 日付けで変更交付申請のあった、 年度さつま町福祉人材
資格取得等支援事業の計画変更については、これを承認し、次のとおり補助金の交付額変更を
決定したので通知します。

記

- 1 施設又は事業所名称
- 2 補助対象経費
変更前 円
変更後 円
- 3 補助金の交付額
変更前 金 円
変更後 金 円
- 4 条件

第5号様式（第9条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業実績報告書

年 月 日

さつま町長 様

報告者 住 所
法人等名称
代表者氏名
電 話

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付要綱第9条の規定により実績報告します。

記

1 施設又は事業所名称

2 受験・受講実績（対象者名簿等）

氏名	職種	資格試験 (研修名)	補助対象経費	他補助の有無

3 添付書類

- (1) 受験料等の支払を証明するもの
- (2) 資格取得又は研修終了を証明するもの
- (3) 他の団体からの補助を受けている場合は、その補助の額を確認できる書類
- (4) その他（ ）

第6号様式 (第10条関係)

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

さつま町長



年 月 日付けで実績報告のあった、 年度さつま町福祉人材資格
取得等支援事業補助金については、次のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 施設又は事業所名称 | |
| 2 | 補助対象経費 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 円 |

第7号様式（第11条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

さつま町長 様

請求者 住 所
法人等名称
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 第 号による 年度さつま町福祉人材
資格取得等支援事業補助金交付確定に基づき、次のとおり請求します。

記

- 1 施設又は事業所名称
- 2 請求金額 金 円
- 3 振込先

金融機関	※金融機関名及び取扱店舗名（本店・支店）を記載すること
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

第8号様式（第12条関係）

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

さつま町長 

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度さつま町
福祉人材資格取得等支援事業補助金について、次のとおり補助金の（全部・一部）を取り消し
たので通知します。

記

1 施設又は事業所名称

2 取消理由

3 取り消す交付決定の内容

交 付 決 定 日	年 月 日付け	第 号
交 付 決 定 額	金	円
うち取り消す金額	金	円

第9号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

さつま町長 

さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の取消しを通知した
年度さつま町福祉人材資格取得等支援事業補助金について、次のとおり返還を請求します。

記

- 1 施設又は事業所名称
- 2 返還金額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還方法